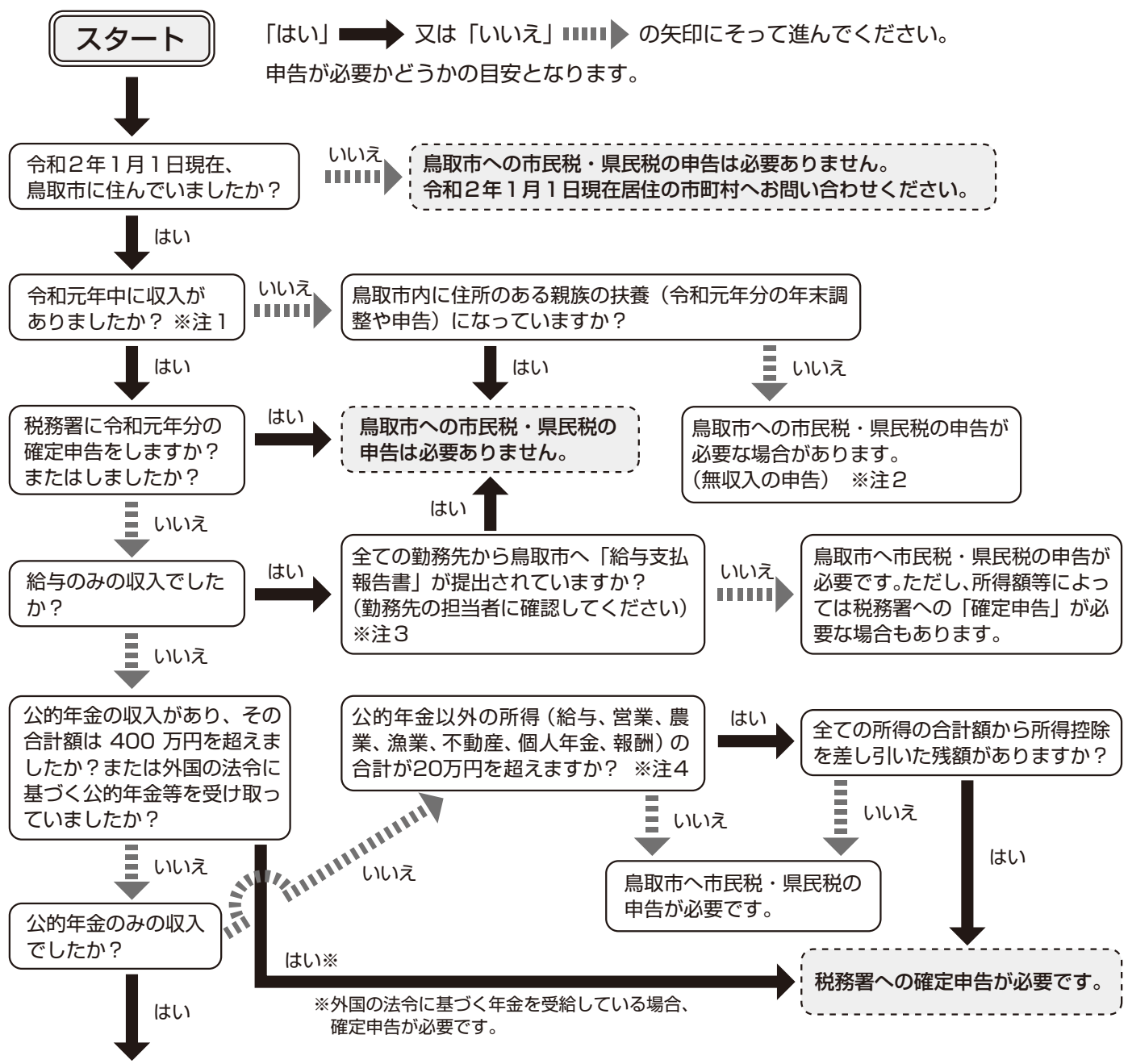


「市民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？」
下記のフローチャートを参考としてください。
このチェック表は一般的な例となっています。ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。



日本年金機構等から鳥取市へ「年金支払報告書」が提出されますので、市民税・県民税の申告は必要ありません。
ただし、下記の または にあてはまる人で扶養控除や社会保険料控除等の控除申告をすると有利になる場合があります。
昭和30年1月1日以前生まれ（65歳以上）で公的年金収入が151万5千円超の人。
昭和30年1月2日以降生まれ（65歳未満）で公的年金収入が101万5千円超の人。
また、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された方を他の方の扶養親族に変更する場合には、その方を扶養親族から除外する申告が必要です。

事業所得（農業など）のある人へ
事前に収入と経費をまとめた「収支内訳書」を作成してください。
医療費控除を申告される人へ
事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。

注1：雇用保険、労災保険、障害年金及び遺族年金は課税対象の収入となりません。
注2：収入がなかった人の記載欄を記入し申告してください。申告をしない場合は諸手続（児童扶養手当、国保料軽減、所得証明発行ほか）に支障となる場合があります。
注3：勤務先で年末調整がされていない場合は、確定申告することにより所得税の還付がある場合があります。
給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人は確定申告が必要です。
注4：公的年金以外の所得が給与の場合、鳥取市への市民税・県民税の申告は必要ありません。ただし、所得金額等によっては税務署への確定申告が必要な場合があります。

令和2年度市民税・県民税申告の手引き 鳥取市

令和2年度市民税・県民税の申告時期になりました。この手引きをよくお読みになり、令和元年中の所得金額及び所得控除に関する事項について申告してください。

- ◎申告が必要な人（4ページのフローチャートを参考にしてください）
令和2年1月1日現在鳥取市内に住所があり、次に該当する人です。
- 令和元年中に営業等・農業・不動産・配当などの所得、個人年金などの雑所得のあった人
 - 給与所得者で次に該当する人
 - 給与の支払報告書が勤務先から市役所へ提出されていない人（日雇やパートで働いている人、令和元年中に退職した人など）
 - 給与・年金以外に、農業・家賃・地代などの所得のあった人（所得税では、給与以外の所得が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税については申告が必要です。）
 - 外国の法令に基づく年金を受給している人
 - 医療費控除や雑損控除を受けようとする人
 - 令和元年中に収入がなかった人で、国民健康保険、長寿医療（後期高齢者医療）制度に加入している人
- （注）申告を行わないと、国民健康保険料、長寿医療（後期高齢者医療）保険料の算定が正しくできない場合や、各種証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。
- ◎申告をする必要がない人
- 所得税の確定申告書を提出した人
 - 給与の支払報告書が支払者から市役所に提出されていて、その他の収入がない人
 - 公的年金等の支払報告書が支払者から市役所に提出されていて、その他の収入がない人
- 公的年金等の収入が400万円以下で他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除等を受けようとする場合は申告が必要です。また、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された人を別の人の扶養親族に変更する場合には、その方を扶養親族から除外する申告が必要です。

◎税務署との合同申告
【申告会場】 鳥取市役所南庁舎 地下第4会議室（市民税・県民税の申告）
鳥取市役所南庁舎 地下第5会議室（所得税の確定申告）
【設置期間】 2月17日（月）から3月16日（月）まで
【相談時間】 午前9時から午後5時（受け付けは午後4時まで）
※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、2月24日（月・振替休日）と3月1日（日）は、申告書を受け付けます。また、郵送による申告も受け付けますが、「マイナンバーカード」又は「通知カード及び身分証明書」の写しを同封してください。（ファクシミリ・電子メールでの提出は受け付けておりません。）

◎各総合支所での申告
各総合支所でも申告相談、申告書を受け付けます。詳しくは総合支所だより2月号でご確認ください。

- ◎申告に必要なもの
- 印鑑
 - 「マイナンバーカード」または、「通知カード及び身分証明書（運転免許証、健康保険証など）」
 - 給与所得者や公的年金受給者は、源泉徴収票（本人交付用）または支払者の証明書
 - 営業、農業等の事業所得者は、収支内訳書（申告書裏面の所得計算書を使用することもできます）と計算のもととなった金額を証明するための帳簿類や領収書等
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等の明細書、支払証明書または領収書等
※鳥取市に支払った社会保険料の証明書は、長寿社会課（介護保険料）や債権管理課（国民健康保険料）、保険年金課（後期高齢者医療保険料）で入手できます。
※医療費控除を申告する人は、事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。
 - 配偶者特別控除を申告する人は、配偶者の所得（収入）のわかるもの
 - 障害者に該当する人は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳。要介護認定を受けている人は障害者控除対象者認定書
 - 雑損控除を受ける人は、住宅や家財の損害などに関連する支出についての明細書、領収書
 - その他 必要経費の額や控除額を証明するもの

申告期限は3月16日（月）です。忘れずに申告してください。

申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

問い合わせ先
鳥取市総務部税務局市民税課
〒680-8571 鳥取市幸町71番地
電話 (0857)30-8147 FAX (0857)20-3921
E-mail siminzei@city.tottori.lg.jp
URL https://www.city.tottori.lg.jp/

駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関の利用をお願いします。

